大分大学教育学部附属小学校校則

平成１６年４月１日制定
平成１６年教育福祉科学部規程第１８号

（趣旨）
第１条　この校則は，大分大学学則（平成１６年規則第８号）第４条第４項の規定により，大分大学教育学部附属小学校（以下「附属小学校」という。）に関し必要な事項を定める。

（目的）
第２条　附属小学校は，心身の発達に応じ，義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すとともに，次の各号に掲げる任務を果たすことを目的とする。
（１）　教育学部における児童の教育に関する研究に協力し，教育学部の計画に従い，学生の教育実習の実施に当たること。
（２）　教育の理論的，実証的研究を行うとともに，他の学校との教育研究協力及び教育研究の成果の交流を行うこと。
（３）　地域の先進的・先導的なモデル校として，地域の教育委員会等と連携して実践し，情報を発信する。

（入学定員及び学級数）
第３条　附属小学校の入学定員，収容定員及び学級数は次表のとおりとする。

入学定員	収容定員	学級
１０５人	６３０人	３

（職員）
第４条　附属小学校に，校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭及び事務職員を置く。
２　校長は，教育学部長の監督の下，校務をつかさどり職員を監督する。
３　校長は，附属学校園連携統括長と大分大学教育学部附属学校園連携統括長規程（平成２７年教育福祉科学部規程第６号）第２条に規定する事項について協議し，推進する。
４　教頭は，校長を助け，校務を整理し，及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。
５　主幹教諭は，校長及び教頭を助け，命を受けて校務の一部を整理し，及び児童の教育をつかさどる。
６　指導教諭は，児童の教育をつかさどり，教諭その他の職員に対し，教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
７　教諭は，児童の教育をつかさどる。
８　養護教諭は，児童の養護をつかさどる。
９　栄養教諭は，児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。
１０　事務職員は，事務に従事する。

（主任等）
第５条　附属小学校に，教務主任，学年主任，保健主事，研究主任及び教育実習主任（以下「主任等」という。）を置き，教諭をもって，これに充てる。
２　教務主任は，校長の監督を受け，教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導，助言に当たる。
３　学年主任は，校長の監督を受け，当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導，助言に当たる。
４　保健主事は，校長の監督を受け，保健に関する事項をつかさどり，当該事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。
５　研究主任は，校長の監督を受け，研究計画の立案その他の研究推進に関する事項について連絡調整及び指導，助言に当たる。
６　教育実習主任は，校長の監督を受け，学生の教育実習に関する事項について連絡調整及び指

導，助言に当たる。

（主任等の任命及び任期）
第６条　前条に規定する主任等は，校長が命ずる。

第７条　主任等の任期は，毎年４月１日から１年とする。ただし，再任することを妨げない。
２　任期の中途において主任等を命ぜられた者の任期は，前任者の残任期間とする。

（職員会議等）
第８条　附属小学校に，校長の職務の円滑な執行に資するため，職員会議及び運営委員会を置くことができる。
２　職員会議及び運営委員会の運営等に関し必要な事項は，別に定める。

（学校評議員）
第９条　附属小学校に，校長が学校運営に関し意見を求めるため，学校評議員を置く。
２　学校評議員に関する事項については，別に定める。

（学校評価）
第１０条　附属小学校は，教育活動その他学校運営の状況について，自ら評価を行い，その結果を公表するものとする。
２　前項の規定による評価の結果を踏まえた附属小学校の児童の保護者その他の附属小学校の関係者（以下「学校関係者評価員」という。）による評価を行い，その結果を公表するように努めるものとする。
３　校長は，前二項の規定による評価を行った場合は，その結果を教育学部長に報告するものとする。
４　学校評価及び学校関係者評価員に関する事項については，別に定める。

（学年）
第１１条　学年は，４月１日に始まり，翌年３月３１日に終わる。

（学期）
第１２条　学年を分けて次の学期とする。
　前学期　４月１日から９月３０日まで
　後学期　１０月１日から翌年３月３１日まで

（休業日）
第１３条　学年中の休業日は，次の各号のとおりとする。
（１）　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日
（２）　日曜日及び土曜日
（３）　開学記念日　１０月１日
（４）　学年始めの休業　４月１日から４月７日まで
（５）　夏季休業　７月２１日から８月３１日まで
（６）　冬季休業　１２月２５日から１月７日まで
（７）　学年末休業　３月２５日から３月３１日まで
（８）　その他校長が特に休業を必要と認める日
２　校長は，教育上必要があり，かつ，やむを得ない理由があるときは，休業日を変更することができる。
３　非常変災その他急迫の事情があるときは，校長は，臨時に授業を行わないことができる。

（入学の時期）
第１４条　入学の時期は，学年の始めとする。

（入学許可）
第１５条　入学は，入学志願者について選考を行い，校長が許可する。
２　選考の方法については，別に定める。

（転入学）
第１６条　校長は，児童に欠員がある場合，転入学を許可することができる。
２　転入学について必要な事項は，別に定める。

（転学，休学及び復学）
第１７条　転学，休学又は復学しようとする者は，その事由を付して校長に願い出て，その許可を受けなければならない。

（検定料）
第１８条　入学を志願する者は，入学願書に添えて検定料を納めなければならない。
２　検定料は，大分大学授業料その他の費用に関する規程（平成１６年規程第９１号）で定める額とする。
３　既納の検定料は，返還しない。

（懲戒）
第１９条　校長は，学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第２６条第２項及び第３項の規定により，校則に違反し，又は児童としての本分に反する行為をした者に対し，懲戒を加えることができる。
２　前項の懲戒は，退学及び訓告とする。
３　前項の退学は，次の各号の一に該当する者に対して行う。
（１）　性行不良で改善の見込みがないと認められる者
（２）　正当の理由がなく出席常でない者
（３）　本校の秩序を乱し，その他児童としての本分に著しく反した者

（出席停止）
第２０条　校長は，次の各号のいずれかに該当する児童の保護者に対し，当該児童を出席停止とする措置を講ずることができる。
（１）　感染症の罹患又はその疑い並びにその恐れがある児童
（２）　次に掲げる行為の一つ又は二つ以上を繰り返し行う等性行不良があって他の児童の教育に妨げがあると認められる児童
ア　他の児童に傷害，心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
イ　職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
ウ　施設又は設備を損壊する行為
エ　授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
２　校長は，前項第２号の規定により出席停止を行う場合には，あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに，理由及び期間等を記載した文書により通知しなければならない。
３　校長は，出席停止の措置に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

（教育課程）
第２１条　教育課程は，学校教育法（昭和２２年法律第２６号）及びその他の法令に基づき，校長が編成する。

（教科用図書）
第２２条　教科用図書は，校長が定める。

（修了及び卒業）

第２３条　各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては，児童の平素の成績を評価しなければならない。
２　成績の評価に関する基準は，校長が別に定める。
３　校長は，各学年の課程を修了したと認めた者に修了証書を，全課程を修了したと認めた者に卒業証書を，それぞれ授与するものとする。

（雑則）
第２４条　この校則に定めるもののほか，附属小学校に関して必要な事項は，校長が別に定める。

（校則の改廃）
第２５条　この校則の改廃は，校長の申出により教育学部長が行う。

附　則
この校則は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年教育福祉科学部規程第１号）
この校則は，平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年教育福祉科学部規程第１号）
この校則は，平成２０年２月１９日から施行し，この校則による改正後の大分大学教育福祉科学部附属小学校校則の規定は，平成１９年１２月２６日から適用する。

附　則（平成２０年教育福祉科学部規程第５号）
この校則は，平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年教育福祉科学部規程第１３号）
この校則は，平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年教育福祉科学部規程第３号）
１　この校則は，平成２４年６月１３日から施行し，この校則による改正後の大分大学教育福祉科学部附属小学校校則の規定は，同年４月１日から適用する。
２　第３条に定める収容定員は，同条の規定にかかわらず，次のとおりとする。

	２３年度	２４年度	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度
収容定員	７２０	７０５	６９０	６７５	６６０	６４５	６３０

附　則（平成２７年教育福祉科学部規程第７号）
この校則は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年教育福祉科学部規程第３号）
この校則は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年教育学部規程第１４号）
この校則は，平成２８年７月１日から施行する。

附　則（平成２８年教育学部規程第２０号）
この校則は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年教育学部規程第２５号）
この規程は，平成２９年１月１日から施行する。

附　則（令和２年教育学部規程第４号）
この規程は，令和２年４月１日から施行する。